

令和3年第3回定例委員会会議録

1. 開催日時 令和3年9月1日（火） 午前9時00分から
午前9時20分まで
2. 出席委員 関文夫、小田克彦、矢野きく子、大橋康男
3. 出席職員 玉江幸裕、坂巻隆征
4. 会議次第

○ 関委員長

ただいまから令和3年第3回定例委員会を開会する。

本日の議案は3件と報告事項となっている。議案第26号「選挙人名簿登録者数（定時登録）について」から議案第28号「直接請求に必要な有権者数について」の3議案は、関連するので一括議題とする。

事務局より説明を求める。

○ 事務局

議案第26号 選挙人名簿登録者数（定時登録）について

（説明） 国立市の令和3年9月1日定時登録基準日における選挙人名簿登録者数は男性31,138名、女性33,662名、合計64,800名となっています。

前回、6月1日の定時登録における選挙人名簿登録者数は、男性31,042名、女性33,434名、合計64,476名であり、男性9621名の増、女性228の増、合計324名の増となっています。

今回の定時登録者数は1,773名、定時登録者数の内、新有権者（平成15年6月3日から平成15年9月2日生）の登録者数は男性74名、女性75名、合計149名となっています。

投票区別の選挙人名簿登録者数は別紙のとおりです。

議案第27号 選挙人名簿の抹消について

（説明） 公職選挙法第28条の規定による抹消者は別紙のとおり1,449名となっています。

議案第28号 直接請求に必要な有権者数について

（説明） 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数は1,296名、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は10,800名、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は21,600名となっています。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **関委員長**

議案第26号、27号、28号を原案のとおり可決する。

次に、議案第29号「在外選挙人名簿の登録について」から議案第31号「在外選挙人名簿について」の3議案は関連するため一括議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第29号 在外選挙人名簿の登録について

(説明) 前回(令和3年6月1日)以降本市に男性1名の在外選挙人名簿登録申請者があり、本日付で登録すると共に本籍地及び在外公館宛に登録した旨の通知をします。

議案第30号 在外選挙人名簿の抹消について

(説明) 前回の委員会以降、公職選挙法第30条の11の規程による抹消者は、別紙のとおり、男性4名、女性2名で計6名であり、本日付で在外選挙人名簿から抹消し、抹消した旨を在外公館及び本籍地あてに通知をします。

議案第31号 在外選挙人名簿について

(説明) 前回の登録者数は139名で、男性63名、女性76名です。今回の登録者数は男性1名、抹消者数は男性4名、女性2名です。令和3年9月1日現在の在外選挙人名簿登録者は134名で、内訳は男60名、女74名で、最終住所地による名簿登録者数は103名、本籍地による名簿登録者数は31名となっています。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第29号、30号、31号を原案のとおり可決する。

次に、議案第32号「国立市検察審査員候補者予定者名簿について」と議案第33号「国立市裁判員候補者予定者名簿について」は関連するので、一括議題とする。

事務局から説明を求める。

○ **事務局**

議案第32号 国立市検察審査員候補者予定者名簿について

(説明) 本議案は、「検察審査会法」(昭和23年法律第147号)第10条の検察審査員候補者の選定の規定に基づくもので、別紙のとおり、立川検察審査会から候補者の割当てについて、別紙写しのとおり通知がありました。今回の割当人員は、第1群から第4群まで各2名の計8名でした。

検察審査員候補者予定者の選出に当たっては、裁判員候補者予定者名簿と同様に国立市電子計算組織の運営に関する規則(昭和61年規則第27号)第1条及び第4条の規定に基づき、本日の定時登録時の選挙人名簿に登録された者の中から選挙人名簿管理システムの検察審査員候補者予定者抽選プログラムを使って割り当てられた人員を選び出しました。

ご確認いただき、予定者8名の名簿を検察審査会に送付します。

○ **事務局**

議案第33号 国立市裁判員候補者予定者名簿について

(説明) 本議案は、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(平成16年法律第63号)第21条の裁判員候補者予定者名簿の調製の規定に基づくもので、別紙のとおり、東京地方裁判所立川支部から裁判員候補者の割当人員について、通知がありました。今回の割当人員は86名でした。

裁判員候補者予定者名簿の調製に当たっては、国立市電子計算組織の運営に関する規則(昭和61年規則第27号)第1条及び第4条の規定に基づき、本日の定時登録時の選挙人名簿に登録された者の中から選挙人名簿管理システムの裁判員候補者予定者抽選プログラムを使って割り当てられた人員を選び出しました。

ご確認いただき、予定者82名の名簿を東京地方裁判所に送付します。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

それでは、検察審査員候補者予定者名簿のご確認をしていただきたいと思います。

○ **各委員**

(選出した名簿を確認)

○ **関委員長**

続いて、裁判員候補者予定者名簿のご確認をしていただきたいと思います。

○ **各委員**

(選出した名簿を確認)

○ **関委員長**

説明及び名簿の確認が終わりました。何か質疑等ありますか。

○ **大橋委員**

名簿提出のみであり、対象者の選出は裁判所等になるのか。

○ **事務局**

そのとおりです。

○ **矢野委員**

毎年名簿提出はあるのか。

○ **事務局**

毎年割当人数の名簿を提出します。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

議案第32号、33号を原案のとおり可決する。

事務局から報告事項はありますか。

○ **事務局**

(報告)

- ・ 今後の日程について

10月21日任期満了となる衆議院議員選挙の予定は未だに決定されていない状況ではありますが、現時点で一番可能性が高い10月17日投票日として準備を進めています。

委員会の日程は、執行日の決定次第、臨時委員会を開催し執行計画を確定したいと考えています。

その後の委員会開催予定は、公示日の前日に選挙時登録及び抹消等を行い、投票日の3日前には開票立会人のくじを行います。

これは、申請が10人以上の場合に開催します。

投票日当日は、午前5時30分から当日有権者数の決定と抹消。その後投票所の視察・午後9時から開票となります。これらの日程については、決定次第ご連絡します。

次に11月の中旬に選挙執行規程等の改正を予定しています。

これは、11月22日施行の町名地番変更と押印の廃止の改正となります。本日、日程を決定していただきたいと思えます。案としましては、11月17日から19日の3日間のうちの1日で時間は午前中となりますが、各委員方のご都合はいかがでしょうか。

(11月19日に決定)

最後に、12月1日に定例会を開催します。その他、追加や変更については随時ご連絡します。

○ **関委員長**

何か質疑等ありますか。

○ **各委員**

(質疑等なし)

○ **関委員長**

以上で令和3年第3回定例委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和3年10月15日

委 員 長 関 文 夫

職 務 代 理 者 小 田 克 彦

委 員 大 野 康 男

委 員 矢 野 き く 子